

聖路加ナーサリー(病児・病後児保育室)のご案内

1. 京橋地域委託先病児・病後児保育室(医療機関による病児保育室)

◆聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー(定員1日6名)

中央区明石町2番14号 TEL:03-5550-7111

◆入室前診断実施医療機関

聖路加国際病院 小児総合医療センター

中央区明石町10番1号

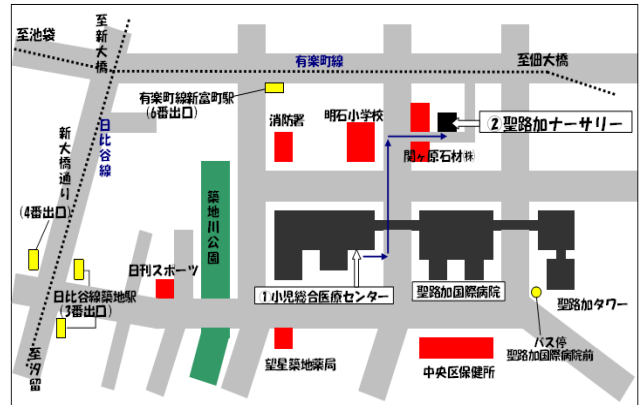
聖路加国際病院 旧館1階 TEL:03-5550-7040

利用日当日、お子さんが病児・病後児保育室で過ごすことに支障がないかを確認するため、入室前に医師の診察を受けていただきます。

連日利用の場合も、毎回入室前の診察は必要です。

病児利用前にかかりつけ医を受診して、薬を処方してもらった方がスムーズです。

※入室前診察の持ち物は裏面をご覧ください。



2. 利用日および利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分まで

(土・日曜日、祝日、年末年始、病院の休業日は利用できません。)

延長保育はできませんので、必ず午後5時30分までにお迎えにお越しください。

病児保育利用者の優先診察時間は、8時30分から9時です。

受付した順番でお呼びしますが、受付時間が9時を過ぎると一般の診察も開始されますので、診察までに時間がかかる場合があります。ご了承ください。

※当日に利用予約を入れた方は10時までに小児医療センターにお越しください。

3. 利用できるお子さん

中央区内にお住まいの生後7カ月から小学校3年生までの児童で、保護者が家庭で看護できない場合。

4. 対象となる病児

保育園や小学校での、登園・登校ができない体調(病気)であること。

※上記であっても、医師の診察の結果受入が困難と判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

※他のお子さんと同室ではお預かりできない病気の場合、利用定員以内でも利用できない場合があります。

※麻疹(はしか)、みずぼうそうなど空気感染する病気や、点滴・酸素投与などの治療が必要な場合は利用できません。

回復期の風疹、おたふくかぜ、発症5日以上経過した新型コロナなどについては、他の利用者の状況により、受け入れ可能な場合もあります。

※お子さんの容態が急変した場合、保護者へ連絡しお迎えをお願いすることがあります。

5. 利用料

子どもひとりにつき 1日 2,000円(入室前診察後、小児総合医療センター受付でお支払をお願いします。)

生活保護世帯・住民税非課税世帯の方は利用料の全額を、また、所得税非課税世帯の方は利用料の半額を区が助成します。助成方法については、区へお問い合わせください。

※昼食、おやつは持ち込みになります。

6. 利用予約までに患者IDの事前取得

聖路加ナーサリーをご利用いただくには、聖路加国際病院の患者IDの作成が必要です。

病児・病後児保育の利用予約までに、平日 8:30～17:00 の間に 聖路加国際病院 予約センター(TEL:03-5550-7120) へお電話ください。

お電話の際は、以下のようにお伝えください。

「病児・病後児保育の登録のため、患者IDを作成したく連絡しました」

7. 利用予約

病児保育の利用にあたっては、下記の連絡先へ**直接電話**で予約してください。

時間帯によって連絡先が異なりますので、ご注意ください。

予約は前日の利用実績がある方を優先いたします。翌日も継続利用をご希望される方は、お預け時にお申し出ください。

◆翌日利用予約の連絡先

月曜日～金曜日 午後1時～午後5時 TEL:03-5550-7111「聖路加ナーサリー(病児・病後児保育室)」

◆当日利用予約の連絡先

月曜日～金曜日 午前9時～午前10時 TEL:03-5550-7111「聖路加ナーサリー(病児・病後児保育室)」

◆予約キャンセルの連絡先

当日 午前8時～午前8時30分 TEL:03-5550-7040「小児総合医療センター」

※キャンセル待ちも含めて予約をキャンセルする場合、必ず利用当日の**午前8時30分までに電話連絡**をしてください。

【持ち物(お子さんの年齢、病状により持ち物は異なりますので予約時に確認してください。)]

【入室前診察に必要なもの】

1. ☐ おくすり手帳(おくすりが説明されたもの)
2. ☐ 当院の診察券
3. ☐ 健康保険証、乳幼児医療証、子ども医療証(生活保護世帯の方は、医療券)
4. ☐ 母子手帳
5. ☐ 病状連絡票(利用毎に提出が必要です)

【保育お預かりに必要なもの】

1. ☐ 同意書(初回のみ)
2. ☐ 昼食(お弁当・離乳食)、おやつ1～2回分、お飲み物(多めにご用意ください。)
※食欲がなくても、必ず持参してください。
3. ☐ スプーン、フォーク、お箸、コップ・マグ、皿(レトルト持参時)、食事前エプロンなど
4. ☐ ミルク、哺乳瓶
5. ☐ よだれかけ 2～3組
※必要時、お持ちください。
6. ☐ バスタオル 2枚(体が隠れる大きめサイズのもの)
※冬季はバスタオル1枚、ブランケット1枚を持参してください。
7. ☐ 着替え(下着、洋服) 2～3組 ※ズボンは柔らかい素材のもの(昼寝用パジャマとして着用)
8. ☐ マスク3枚以上(3歳以上)
9. ☐ ウェットティッシュ(手や口用。おしり拭きとは別にご用意ください)
10. ☐ ティッシュペーパー(多めにご用意ください。箱ごとでも構いません。)
11. ☐ 汚れ物入れ袋(レジ袋) 6枚以上
12. ☐ 紙おむつ(6枚以上・下痢の場合は多めに持参ください)、おしりふき
13. ☐ かかりつけ医からの薬(頓服や当日保育中投与分のみ。朝分は家で服用しましょう)
※処方内容がわかるよう「投与薬依頼票」に必ず記入してください。

※持ち物は、一つの鞆にまとめてください。(名前を記載してください。)

※オムツ・スプーン・フォーク・おやつ・飲み物等を含む **すべての持ち物** に**フルネーム**を**見えやすい大きさではっきりと**記載してください。

※電子レンジ・冷蔵庫あります。

※食べ物・飲み物は衛生上、未開封のものをお持ちください。

聖路加ナーサリー 病児・病後児保育所 ご利用規約

当病児・病後児保育施設において、お子様をお預かりするにあたり、施設側と利用者側が共通認識を持つために利用に際しての規約を以下の通り定めます。

第1条（目的）

お子様の保護者（以下委託者という）は、当病児・病後児保育所（以下受託者という）に対して、委託者の保護下にある別紙利用登録申請書（以下申請書という）記載のお子様の病児・病後児保育を委託し、受託者はこれを誠実に遂行します。

第2条（委託時間）

1. 委託時間は、中央区病児・病後児保育事業のご案内「利用日及び利用時間」に記載のとおりとします。
2. 委託者は、中央区病児・病後児保育事業のご案内「利用日及び利用時間」に記載の委託時間終了時刻までに、必ず当施設においてお子様を受け取らなければなりません。
3. 前項の終了時刻については、原則として延長はありません。ただし、委託者がやむを得ない事情によって前項の終了時刻までに当施設に来所できない場合、必ず事前に受託者に連絡することとします。

第3条（委託内容）

1. 受託者が委託者からお子様をお預かりした時点より業務を開始します。
2. 受託者所属の看護師および保育士が、中央区病児・病後児保育事業のご案内（以下ご案内という）記載の内容に従ってお子様の保育を実施します。
3. 受託者は、受託医療機関ならびにお子様のかかりつけ医と連携し、病状急変時に医療行為等を実施する場合があります。その場合、登録申請書もしくは児童票に記載の保護者の連絡先へ連絡することとし、連絡が取れない場合は、事後に報告することとします。

第4条（持ち物）

1. 委託者は、ご案内に記載された持ち物を、利用当日に持参します。
2. 受託者が、委託者からお預かりした持ち物、その他お子様が持参したおもちゃ等は、お子様の引き取り時にお返しいたします。但し、お預かりした持ち物の破損・紛失について、受託者は責任を負いません。

第5条（料金等のお支払）

1. 委託者は、受託者に対して、入室前診察後、小児総合医療センター受付で、所定の料金を支払います。
2. 委託者は、医療行為その他の実費について、お子様の引き取り時にその料金を支払います。

第6条（善管注意義務）

1. 受託者は善良な管理者の注意義務を持ってお子様をお預かりします。
2. 受託者は、お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、保護者からの病状連絡票の「お子さんについて特に知らせておきたいこと」欄に記載のない事情に起因する事故については、責任を負いません。

第7条（責任限度額）

受託者は、万が一受託者の責めに帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、受託者が加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、委託者及びお子様の損害を補填するものとし、かつ同保険金額を持って責任の限度とします。また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、責任を負担するものとします。

第8条（緊急医療）

1. 委託者は、お子様の緊急医療措置が必要となったにもかかわらず、その連絡を受け取ることが出来なかった場合、受託先医療機関もしくはお子様のかかりつけ医等の医療機関の判断に基づく医療措置を受けることに同意します。
2. さらに治療が必要となった場合、受託者が選択した医療機関にお子様を搬送して医療措置を受けることについて、事前に同意します。なお、この場合、受託者は紹介先医療機関の医療措置の内容・結果等について、責任を負いません。

第9条（管轄裁判所）

万が一本規約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の裁判所とすることに同意します。

以上

登録番号	—
I D	

同意書

1. 利用規約を十分理解し、書かれた内容に同意いたします。
2. お子様の容体が急変した場合は、保護者が連絡に従い来所することに同意いたします。
3. お子様の容態が急激に悪化した場合は、医師が必要と判断した検査、処置、治療等（入院加療含む）が行われることに同意いたします。
事前に保護者と連絡が取れない場合であっても治療を優先し、治療内容がやむを得ず事後報告になる場合があることに同意いたします。
なお、その際に発生する医療費等は、保護者が負担することに同意いたします。
4. 保育所の登録・利用時および医療機関での診察時にご記入およびご提出いただくお子様と保護者に関する個人情報を、病児・病後児保育事業の範囲において、事業実施機関に提供することに同意いたします。
5. 保育所内での二次感染の防止には細心の注意を払いますが、お子様の健康状態や他のお子様の疾患状況等により二次感染が生じ得ることに同意します。
6. 保育時間終了までにお子様を迎えに来ることに同意します。
7. 予約キャンセルの場合、必ず利用当日の午前8 時30 分までに電話にて連絡することに同意いたします。

私は、病児・病後児保育所「聖路加ナーサリー」を利用するにあたり、上記のことに同意いたします。

年 月 日

保護者氏名： _____ 印または署名 _____
(児との続柄： _____)
(緊急時連絡先電話： _____ — _____)
上記保護者と連絡先が異なる場合の氏名： _____
(児との続柄： _____)

ふりがな お子様氏名	男 女
生年月日	年 月 日 (歳)